

施工体制台帳チェックリストの改正について

甲州市では、下請負契約を締結した工事における下請負施工の適正化を図るため、「施工体制台帳を提出する際に用いるチェックリストの運用」を定め、平成30年8月29日以降に入札する工事から適用しています。

このたび、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、所要の改正が令和2年10月1日から施行されました。

これを受け、甲州市では「施工体制台帳（写し）提出時チェックリスト」等を改正し、令和3年5月20日以降に契約する工事から適用します。

なお、既に契約している工事については、令和3年5月20日以降に新たに下請負契約を締結するものから適用とします。

・ 施工体制台帳（写し）等を提出する際のチェックリスト

- ①：【別紙ー1、施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】
- ②：【別紙ー2、下請負契約書記載事項のチェックリスト】
- ③：【別紙ー3、再下請負通知書のチェックリスト（元請業者確認用）】
- ④：【別紙ー4、建設工事の従業者に関する事項（作業員名簿等記載事項）のチェックリスト（元請業者確認用）】
- ⑤：【別紙ー5、特定専門工事の合意内容チェックリスト（元請業者確認用）】